

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年6月24日

火 曜 日

号 外

目 次

## 人事委員会規則

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 24 日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

### 富山県人事委員会規則第483号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 271号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 2 中「給料表の適用を異にして異動した職員（異動後）」を「給料表の適用を異にする異動（平成26年 4 月 1 日以降に単純労務職員から職員となった場合を含む。以下「異動等」という。）により異動等の後の加算割合が異動等の前の加算割合を下回ることとなる職員（異動等の後）」に改め、「で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもの」を削り、「当該異動後」を「当該異動等の後」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成26年 6 月 1 日から適用する。

